

千葉県清掃指導員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉県規則第36号。以下「規則」という。）第44条の規定に基づき、清掃指導員（以下「指導員」という。）（愛称「ごみGメン」）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 指導員は、市職員の中で廃棄物行政に精通し、指導能力に優れたものを市長が任命する。

(業務)

第3条 自治会（町内会）等に対して、自治区域内を常に清潔に保持するように指導するものとする。

- 2 事業所に対し、事業活動を伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するよう指導するものとする。
- 3 一般ごみ集積所の利用者に対し、適切な排出指導及び衛生的な維持管理をするよう指導するとともに、パトロールを実施するものとする。
- 4 資源物及び不燃ごみの持ち去りに対し対策を講ずるものとし、またパトロールを実施するものとする。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第16条に反する者（不法投棄者）を、法第25条第1項第14号、第25条第2項の規定により告発するとともに、投棄箇所の占有者に対し対策を講ずるよう指導するものとし、また、管内パトロールを実施するものとする。
- 6 家庭系一般廃棄物収集運搬業務受託者に対し、廃棄物の適正な収集運搬、乗務員の適正配備及び車両機材を清潔に保持するよう指導するものとする。
- 7 一般廃棄物処理業の許可を受けた者に対し、廃棄物の適正な収集運搬、収集運搬料金の適正徴収、乗務員の適正配備及び車両機材を清潔に保持するよう指導するものとする。
- 8 占有者等及び事業者に対し、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法の徹底について指導するものとする。
- 9 その他市長が必要と認めた事項。

(委任)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

旧要綱（昭和57年4月1日）は廃止する。

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。